

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、軽井沢町社会福祉協議会の事務局の組織及び事務分掌に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 事務局に、次の職員を置くことができる。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 法人部門 1名
介護部門 1名
障害部門 1名
- (3) 係長 若干名
- (4) 事務局員 若干名

2 事務局長は、会長の命を受けて、職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受けて、事務局の事務を処理する。

(係等の分掌事務)

第3条 次の係等を置き、別表2に掲げる分掌事務を処理する。

- (1) 総務係
- (2) 地域福祉係
- (3) ボランティアセンター係
- (4) 地域活動支援センター係
- (5) 介護業務係
- (6) 居宅介護支援係
- (7) 在宅生活支援係
- (8) 地域密着型サービス係

(事務局次長)

第4条 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受けて分掌事務を掌り、所属職員を指揮監督する。

(係長)

第5条 係等に、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受けて分掌事務を掌り、職員を指揮監督する。

(主任・主査)

第6条 係に、主任・主査を置くことができる。

2 主任・主査は、上司の命を受けて分掌事務に従事する。

(主事・書記)

第7条 係に主事・書記を置くことができる。

2 主事・書記は上司の命を受けてその分掌事務に従事する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会事務局規程（昭和59年4月1日施行）は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、令和元年6月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

職 名	分 掌 事 務
<p style="text-align: center;">事 務 局 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の統括 ・ 理事会及び評議員会に関すること。 ・ 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関すること。 ・ 公印、財産、基金、現金等管理に関すること。 ・ 職員人事に関すること。 ・ 木もれ陽の里、地域密着型サービス事業、短期保護施設、短期入所施設、地域活動支援センターに関すること。 ・ 介護保険指定事業の統括に関すること。 ・ 支援費指定事業の統括に関すること。 ・ 精神指定事業の統括に関すること。 ・ 金銭管理及び財産保全サービス事業の統括に関すること。

別表 2

職 名	分 掌 事 務
<p style="text-align: center;">総 務 係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、評議員会の開催及び議案調整に関すること。 ・ 理事会、評議員会の議事録作成に関すること。 ・ 定款、諸規定の制定に関すること。 ・ 職員等給与に関すること。 ・ 職員人事記録等に関すること。 ・ 職員の福利厚生に関すること。 ・ 一般会計、特別会計予算書及び決算書の調整、作成に関すること。 ・ 一般会計内の経理に関すること。 ・ 監査に関すること。 ・ 寄付金の受納に関すること。 ・ 社協会費の徴収に関すること。 ・ 行政機関との連絡調整に関すること。 ・ 文書受付、保管に関すること。 ・ 車両の全体管理及び事故等に関すること。 ・ 安心生活創造事業に関すること。 ・ その他、庶務全般に関すること。

職 名	分 掌 事 務
地 域 福 祉 社 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進とそれに係る事業の企画及び実施、調査活動並びに推進計画に関すること。 ・ 広報及び啓発とそれに係る事業の企画及び実施に関すること。 ・ 地域福祉ネットワーク事業に関すること。 ・ 児童福祉推進に関すること。 ・ 高齢者福祉推進に関すること。 ・ 心身障がい者福祉推進に関すること。 ・ ひとり親福祉推進に関すること。 ・ 戦没者等遺族福祉推進に関すること。 ・ 福祉団体の指導、援助に関すること。 ・ 心配ごと相談、権利擁護相談事業に関すること。 ・ 生活福祉資金の貸付並びに生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金のその利子補給に関すること。 ・ 共同募金事業に関すること。 ・ 民生福祉委員協議会に関すること。 ・ 日本赤十字社軽井沢町分区事業に関すること。 ・ 権利擁護事業、日常生活自立支援事業に関すること。 ・ 金銭管理及び財産保全サービス事業に関すること。 ・ 安心コール事業に関すること。 ・ 移送サービス事業に関すること。 ・ 高齢者住宅等安心確保事業に関すること。 ・ 安心生活創造事業に関すること。 ・ 生活支援体制整備事業に関すること。 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 ・ ファミリーサポートセンター事業に関すること。 ・ 関係事業経理区分内の予算差引き、支払に関すること。 ・ その他地域福祉活動全般に関すること。

職 名	分 掌 事 務
ボランティアセンター係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動推進に関すること。 ・ 地域福祉ネットワーク事業に関すること。 ・ 災害援護に関すること。 ・ 関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関すること。 ・ その他、ボランティア全般に関すること。
地域活動支援センター係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センターの管理に関すること。 ・ 通所者の処遇、指導に関すること。 ・ 保護者及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 車両管理に関すること。 ・ 関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関すること。 ・ その他地域活動支援センター全般並びに社協の業務に関すること。
介護業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス事業に関すること。 ・ 短期入所生活介護に関すること。 ・ 短期保護施設に関すること。 ・ 介護保険指定通所介護事業に関すること。 ・ 介護保険指定短期入所生活介護事業に関すること。 ・ 車両管理に関すること。 ・ 関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関すること。 ・ その他介護業務全般並びに社協の業務に関すること。

職 名	分 掌 事 務
居宅介護支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援(ケアプラン)作成に伴う事業に関する事。 ・地域及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・サービス利用者の苦情等に関する事。 ・介護相談業務 ・介護保険指定居宅支援事業に関する事。 ・関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関する事。 ・車両管理に関する事。 ・その他居宅介護支援全般並びに社協の業務に関する事。
在宅生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス事業に関する事。 ・介護保険指定訪問介護事業に関する事。 ・精神指定事業に関する事。 ・配食サービス事業に関する事。 ・安心コール事業に関する事。 ・障害総合支援法に関する事。 ・障害福祉サービスに関する事。 ・介護保険指定福祉用具貸与事業に関する事。 ・介護保険外での福祉用具貸与事業に関する事。 ・福祉車両貸し出し事業に関する事。 ・移送サービス事業に関する事。 ・有償移送サービスに関する事。 ・家族介護支援特別事業に関する事。 ・生活支援体制整備事業に関する事。 ・介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。 ・関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関する事。 ・車両管理に関する事。 ・その他介護業務全般並びに社協の業務に関する事。

職 名	分 掌 事 務
地域密着型サービス係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業に関すること。 ・ 地域及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 介護保険指定小規模多機能型居宅介護事業 ・ 介護保険指定認知症対応型共同生活介護事業 ・ 高齢者住宅等安心確保事業に関すること。 ・ 認知症相談室に関すること ・ 車両管理に関すること。 ・ 関係事業経理区分内の予算差引き、支払いに関すること。 ・ その他介護業務全般並びに社協の業務に関すること。